

# 令和6年度事業計画

事業項目	事業計画案
<p>1 警備業務の適正化に関する指導並びに調査研究</p>	<p>(1) <b>警備業務適正化及び経営基盤強化のための各種施策の推進</b></p> <p>① 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）を踏まえて全国警備業協会が作成した「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」リーフレットを活用し、警備業界全体の適切な価格転嫁に努める。</p> <p>② 「警備業経営者のための倫理要綱」「警備員処遇改善に向けたスローガン」並びに警備員の守るべき規範定めた「警備員規範」及び「警備員心得」の周知徹底に努め、会員に係る業法違反行為等の排除とコンプライアンスの徹底を図る。</p> <p>③ 自主行動計画を推進し経営基盤の強化を図るため、会員及び関係団体に対し、適正料金の確保と労務単価の改善に対する普及啓発を図る。</p> <p>(2) <b>警備員不足への対応</b></p> <p>① 警備員不足等の課題に対し、人材確保に向けた各種施策等の検討と対策を実施する。</p> <p>② 警備員不足解消のため、警備業務等のDX化、効率的な活用方法等について調査、研究する。</p> <p>(3) <b>労働災害の防止</b></p> <p>① 警備員の受傷事故防止対策として、全国警備業協会が作成した「警備員における受傷事故防止対策マニュアル」の周知と警備員の意識付けを行う。</p> <p>② 全国の重大労災事故速報等を会員に周知させるとともに、事故原因等調査・検討会を実施して同種事案の防止等、効果的な活用を図る。</p> <p>③ 警備員による労働事故防止活動の一環として、ポスター、論文、標語を募集し、優秀作品については、全国警備業協会へ推薦するとともに、県内においては、優秀作品の出品者に対する表彰を行い業界全体の労働災害防止への意識づけを行う。</p> <p>④ 労務委員会等による作業現場等における安全パトロールを実施するとともにし、会員による安全パトロールを推進し、適切な業務指導等により労働災害防止を徹底する。</p> <p>⑤ 熱中症及び感染症対策を徹底するとともに関連する情報提供と感染防止徹底を図る。</p>
<p>2 法令等の規程に基づく研修等の委託事業</p>	<p>(1) <b>法定委託講習の実施</b></p> <p>① 公安委員会の法定委託講習である「警備員指導教育責任者新規1号」「追加2号」の実施。</p> <p>② 公安委員会の行う「交通警備業務・貴重品運搬警備業務・雑踏警備業務の各2級」の直接検定への講師派遣協力。</p> <p>(2) <b>現任警備員講習等の実施</b></p> <p>① 県協会主催による警備員現任講習等の開催</p> <p>② 法令等の規定に定める配置基準等に係る研修会の開催。</p>
<p>3 警備員及び警備員指導教育責任者等警備業務に従事し、又はしようとする者に対する教育訓練並びに研修</p>	<p>(1) <b>「特別講習」の実施</b></p> <p>① 国家公安委員会登録講習機関「一般社団法人警備員特別講習事業センター」から委託を受けた講習会「特別講習」の実施。 (年3回 4月25～26日 交通2級 / 7月29～30日 施設2級 / 10月31～11月1日 交通2級)</p> <p>② 特別講習の合格率の向上及び警備員の知識・技能の向上を図る「事前講習」の実施。 (年3回 4月15～16日 交通2級 / 7月22～23日 施設2級 / 10月24～25日 交通2級)</p> <p>③ 特別講習講師の体制を整え教育の充実、強化を図るため、全国警備業協会及び当県協会が主催する各種講習会並びに研修会への講師及び講師候補者の派遣。</p> <p>④ 講師及び講師候補者を対象にした研修会等の開催。</p>

		(2)	<b>警備員に対する教養訓練</b> ① 新任20時限、現任10時限の法定教育の徹底と、eラーニングの活用促進を図る。 ② 機会教養、巡回指導を通じて、警備員の資質の向上と不祥事案の防止を徹底する。 ③ 各種検定の活性化と検定合格員の適正配置等を図るため、多くの警備員に特別講習等を受講させ、検定合格員の輩出と警備員の質的向上に努め、業務の適正化を図る
		(3)	<b>警備員指導教育責任者等に対する教育訓練研修</b> ① 関係法令の改正及び問題点並びに全警協、関係機関等の指導内容等を徹底し周知を図るとともに業務の適正化を推進する。 ② 全国警備業協会が行う「教育幹部研修会」等の受講促進。
4	警備業に関する功労者等に対する表彰	(1)	<b>表彰事業の実施</b> ① 警備業の発展に尽力した会員に対し、警察本部長・協会長連名表彰、協会長表彰の実施。 ② 警備員の士気の高揚を図るため、優良警備員等表彰の実施。 ③ その他、コンクール、人命救助等に功績が認められる者に対する会長表彰の実施。
		(2)	<b>部外表彰への上申</b> ① 全国警備業協会表彰規程等に該当する功労者等に対する積極的な表彰上申の実施。 ② 関係団体が定める表彰規程等に該当する功労会員に対する積極的な表彰上申の実施。
5	警備業に関する相談及び苦情の処理	(1)	<b>相談の処理</b> ① 県協会事務局の相談窓口において、積極的な相談受理。 ② 相談受理内及び対応結果等については、相談受理簿により経過・結果措置等の明確化。
		(2)	<b>苦情の処理</b> ① 苦情を受理した場合、苦情処理簿に苦情内容、苦情に対する対応措置等の明確化。 ② 苦情内容について、関係会員とともに調査を行い苦情者に対する適切な措置を図る。 ③ 苦情内容が、警備業務全体に及ぶことや警備員の業務に関することで全体に周知する必要があるものについては、固有名詞を伏せた概要と原因、対策等を会員に周知し、再発防止に努める。
6	ホームページの運用 機関誌の発行その他 広報啓発活動	(1)	<b>ホームページの運用</b> ① ホームページの適宜更新を行うとともに、協会の活動状況の掲載や警備の仕事等を紹介するなど、警備業の魅力伝えて人材確保等に向けた効果的な活用を図る。 ② その他協会運営に関する事項等をホームページに掲載、紹介し、会員の獲得促進を図る。
		(2)	<b>機関誌の発行</b> ① 毎月「会報」を発行し、各種情報等を会員に周知徹底を図る。 ② 会員から掲載記事を募集し、会員相互の連携や活動の活性化を図る。
		(3)	<b>その他広報啓発活動</b> ① 各種イベント会場等において、広報啓発活動を推進する。 ② 関係機関の各種行事に積極的に参加して、広報啓発活動を推進する。 ③ 全国警備業協会の機関誌、業界新聞等に積極的に投稿して広報啓発活動の推進を図る。 ④ 全国警備業協会のマスコットキャラクターを活用した広報啓発活動を実施する。
7	警備技術及び警備用資機材等に関する調査研究並びにこれら資機材等及び警備業務に係る教育関係図書を紹介・斡旋	(1)	<b>警備技術及び警備用資機材等に関する調査研究</b> ① 全国警備業協会等が行う各種警備業務現任講師研修会の受講。 ② 県協会主催による講師研修会を開催し、講師及び講師候補者により、最新の情報を基にした教育訓練と、警備技術等の向上を図る。 ③ 警備員特別講習事業センターの直轄検定へ当県講師を積極的に派遣し、講習技術を習得させ講習技能の高度化を図る。

		(2)	<b>警備業務に係る教育関係図書等の紹介・斡旋</b> ① 警備業務に関連する書籍、視聴覚教材等の紹介、斡旋販売を促進する。 ② 有資格者及び検定合格者警備員用バッヂの斡旋販売を促進する。
8	関係行政機関等を行う地域安全、防災及び事故防止活動等に対する協力支援活動	(1)	<b>関係機関との連携</b> ① 「山梨県安全安心まちづくり推進会議」、「公益社団法人被害者支援センターやまなし」「山梨県暴力追放県民会議」等の活動への積極参加。 ② 警察、県、関係機関・団体等と連携した犯罪及び事故の防止に関する知識の普及及び広報啓発活動の実施。 ③ 地域安全活動、犯罪の予防・検挙活動等治安維持活動に対する連携及び協力。
		(2)	<b>大規模災害・安全安心な暮らしの確保に対する対応</b> ① 山梨県及び山梨県警察と締結している「災害支援協定」や「安全安心な暮らしの確保に関する協定」に会員が迅速に対応できるよう、通報連絡体制を構築し周知する。 ② 「安全安心な暮らしの確保に関する協定」「国際テロリズム等の未然防止に関する協定」を実効あるものとするため、会員は、通常の警備業務を通して認知した重要緊急事案に対して積極的な協力通報体制の構築。
9	地域防災計画等に基づく大規模災害発生時における協力、支援活動	(1)	<b>大規模災害発生時における協力・支援活動</b> ① 平成9年に山梨県、山梨県警察本部と締結した「災害支援協定」に基づく応援出動により、災害地域の安全に協力する。 ② 出動警備員の確保と有事出動態勢の整備。 ③ 災害時における支援協定締結に基づき、自治体が行う訓練等へ参加・支援を行う。 (9月～甲府市、11月～山梨県) ④ 現協定を見直し、出動に掛かる実費弁済と警備員の免責等を盛り込んだ協定の再締結に向けて、県、警察との協議検討の実施。
		(2)	<b>警備員に対する防犯、防災意識の普及</b> ① あらゆる機会を通じて警備員個々の防犯、防災、地震対策活動の意識の普及徹底を図る。 ② 自治体等が行う訓練等に参加し、防災意識の普及を徹底する。
10	その他本会の目的を達成するために必要な事業	(1)	<b>定時総会、理事会等の開催</b> ① 定時総会は年1回開催する。必要により定款の定めにより臨時総会を開催する。 ② 協会活動を活発化するため、当面する諸問題等について協議する理事会等を年4回以上開催する。 ③ 暴力追放県民会議などと連携した、反社会的勢力排除対策の推進と知識の普及及び広報活動の実施。
		(2)	<b>全国警備業協会等との連携</b> ① 全国警備業協会主催の定時総会、専務理事会等並びに関東地区警備業協会連合会主催の通常総会、事務局職員会議等への出席。 ② 各県協会との連携強化、積極的な情報交換等による事業活動等の強化。
		(3)	<b>協会活動</b> ① 関係官庁との緊密な連携及び公的事業等に対する積極的参加・協力。 ② 未加入警備業者の入会促進。 ③ 会員相互の融和を図るため、親睦会など福利厚生事業の推進。 ④ その他協会の目的を達成するために必要な事業等の推進。 ⑤ 安全祈願祭、賀詞交換会の開催